

埋蔵文化財発掘調査費について

1. 審議理由

土地に原価算入すべきか、構築物に原価算入すべきか、費用処理すべきかという論点がある。
各公団で次のとおり処理方法が異なっている。

各公団	埋蔵文化財発掘調査費
道路公団	非償却資産の原価に算入
首都公団	償却資産・非償却資産に資産比で按分して原価算入 (測量及び試験費に含まれている)
阪神公団	償却資産の原価に算入
本四公団	償却資産の原価に算入

H14民間企業並財務諸表における会計処理

2. 会計処理案

構築物を建設するための付随費用として償却資産の原価に算入する。

但し、首都公団については、3.の理由から測量及び試験費として総額を資産価額比で償却資産と非償却資産とに配賦することもやむをえないものとする。

3. 会計処理案を採用する理由

埋蔵文化財発掘調査費は、土地の取得後に埋蔵文化財包蔵地を土木工事等により発掘する時点でかかる費用であり、土地の取得と「同時性」、「直接性」がない一方、構築物建設のための不可避の費用であることは明らかである。

また、税務上は原則、費用処理可能となっているが、資産評価にあたっては税法にとらわれず純理論的に考えればよい。

なお、首都公団については、これまで測量及び試験費として一括把握されており、過去の埋蔵文化財発掘調査費に係る支出実績を抽出するのは煩雑な作業を要する一方で、直近の金額実績がなく計上額全体としても重要性がないと考えられる。

4 . 会計処理案によった場合の影響

道路公団については、非償却資産の原価に算入していたため、償却資産の原価に算入する処理に変更することとなる。